

プログラム参加条件書〈1〉 (お申し込み前に必ずご一読ください)

対象プログラム (プログラム詳細はP106～107参照)

- (A) 留学サポートプログラム12・3・1、ワーキングホリデープログラム(イギリス、 아일랜드、フランス、ドイツ)
ジュニアプログラム、2か国留学プログラム
(B) フリーマイプラン、その他特別プログラム ※フリーマイプランは出発後のサポートは含まれません。

第1条(プログラムの範囲)

- 当プログラムは、当申込条件に基づいて、(株)地球の歩き方T&E—東京都新宿区新橋3-11-13観光庁長官登録旅行業第1685号(以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程終了資格取得を保証するものではありません。但し、フリーマイプランは出発後のサポートは含まれておりません。また、受入機関に提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものでもありません。
- 受け入れる条件について、受入機関より異なります。契約の内容、条件はお申し込み時にお渡しする各受入機関の書面及び本条件書によります。
- 当社がおこなう受入機関への手配については、あらかじめ旅行内容が決められている「募集型企画旅行」ではありません。従いまして「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅行保証」旅行契約もいたしません。

第2条(お申し込みと契約の成立)

- 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とプログラムを受領したときに成立するものと、緊急手数料を要する場合には、その受領をもって成立するものとします。ただし、フリーマイプラン申込者は、申込書を受領したとき契約が成立するものとします。
- お申し込みに関しては、当社所定の「日本国外申込書」に必要事項を記入しプログラム代金を添えて直接お申し込みいただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申し込みいただけます。
- お申し込みをご出発予定日の1年前から受付いたします。
- ご出発予定日まで前泊(前泊)に必要な手続きが完了を見えない場合のお申し込みにつきましては、お受けできませんのをご案内しますのでお申し込み前に必要日数などをご確認ください。

第3条(お申し込みの条件)

- 18歳以上の方で、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守する方など方々にもお申し込みいただけます。ただし、入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。ジュニアプログラムは、日本の教育課程の中学校以上の方を対象にお申し込みいただけます。
- 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 心身の状態や既往症、その他の事由でプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずその旨をお申し込みください。受入機関との協議のうえ、可能な限り対応いたします。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書を送付いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上の都合があるときは他のプログラムをご案内か、お申し込みをお断りする場合があります。

第4条(費用のお支払い)

- 当社が受入機関より支払いの要請を受け取り次第、請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定期間以内に全額をお支払いください。
- 費用は受入機関より当社(当社が申込書を受領した日)の当地の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時に必ず設定レートをご確認ください。なお、当社の換算レートは三菱東京UFJ銀行のTSLレートに5%を乗じた金額で算出いたします。
- 当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等(制度上期日が定められているビザの発行等に係る場合を除く)のお支払いを請求していません。

第5条(プログラムの期間)

- 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。
- 第6条A項における出発前サポートを提供する期間が、当プログラムの契約締結より1年間となります。したがって当プログラムは申し込みより1年以内にご出発していただくことを原則といたします。なお、フリーマイプランは出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションは含まれません。
- 第6条2項における現地サポートを提供する期間は、お申し込みのたぐ(プログラム)により異なります。留学サポートプログラム12は現地到着より12ヵ月、留学サポートプログラム3は現地到着より3ヵ月、留学サポートプログラム1は現地到着より1ヵ月、ワーキングホリデープログラム(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ)、現地到着より1年間、ジュニアプログラムはお申し込み日より受入機関に準じます。2か国留学プログラムは、2ヵ国目に到着する日より最大12ヵ月です。

第6条(プログラム料金に含まれるもの)

当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここでは当社は、各種サービスを自ら提供または情報の提供、紹介、手配代行をすることも、および教育機関、宿泊施設、現地デスク等を運営するものでもありません。詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのをご了承ください。

1. 出発前サポート

- 当プログラムをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに伴い、留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報など)をはじめ現地のサービスをおこないます。
- 入学申込手続きの代行、入学願書の取寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可証の取り寄せ。
- 宿泊先手続きの代行(ホームステイ・学生寮など)ただし、教育機関が提供する宿泊施設をたない場合は手続きの代行を請負えない場合があります。
- 渡航前手続きのご案内(航空券の手配(弊社にてお申し込みの場合は別途契約が必要となります))
- その他、プログラムに含まれるもの
出発前英会話レッスンやオンライン英会話、出発前オリエンテーションなどがプログラムには含まれません。詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合に代金の一部割引等はいたしませんのをご了承ください。

2. 現地サポート

- 当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生生活をサポートします。なお、当社サービス(現地での不安の解消のための相談や、実生活を送るためのアドバイス、学校とのトラブルの仲介といった内容)のみであり、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事務を代行するものではありません。フリーマイプランには現地サポートは含まれておりません。

- 病気や怪我などの相談
- 盗難や事件に巻き込まれたときの相談
- ホームステイ先とのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合)
- 滞在先の探方や契約に関するアドバイス
- 生活上の一般的な相談
- 学校とのトラブルなどの相談
- 学校の転校・延長などの手続き・相談

第7条(プログラム料金に含まれないもの)

- 上記第6条、及びパンフレットで明記したもの以外はプログラム料金に含まれていません。
- 以下、含まれないものの一例です。学校の授業料、教材費、滞在費、航空券費用、通学の交通費、学費の滞先にかかる費用、学生寮滞在中の費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国国語講座、海外旅行保険料、現地デスクにおける付添いサービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

第8条(契約の解除)

- 申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。
- 契約を解除する場合はお申し込みの各決められた営業時間内に書面のご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取り消しのお申し込みを受理したことになります。

1. 渡航前の取り消しの場合

- プログラム費用の取消料について
申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、プログラム別に定める次の(a)もしくは(b)の取消料を申し受けます。
- 留学サポートプログラム12・3・1、ワーキングホリデープログラム(イギリス、アイルランド、フランス、ドイツ)、ジュニアプログラム、2か国留学プログラム※
留学サポートプログラムと、留学サポートプログラム12またはワーキングホリデープログラムの組み合わせ
当社の取消料(取り消しのお申し込み時期)および下記表の金額になります。(表1)

| 取消料のお申し込み時期(日本発出日の前日から起算) | 取消料 |
|---------------------------|-------------|
| 契約成立日より起算して8日以内 | 無料(注1) |
| 契約成立日より9日目を以降、90日まで | プログラム代金の50% |
| 契約成立日より91日目を以降、180日まで | プログラム代金の65% |
| 契約成立日より181日目を以降、365日まで | プログラム代金の80% |
| 日本発出日以降または契約成立日より366日以降 | 費用全額 |

(注1) ガイドブック等出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡しした状態でお返しいただいた場合に限りです。

(注2) 上記(A)以外のプログラムの場合
お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手数料がご返金いたします。ただし、お申し込み日より8日以内に取消料の通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。フリーマイプランはプログラム費用が無料のため、プログラム費用の取消料について条件には含まれません。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時にあつては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。

(2) 受入機関に関する取消手数料、取消料について
申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、次の(a)取消手数料、(b)取消料を申し受けます。

(a) 当社定める取消手数料 (表2)

| 取消料のお申し込み時期(日本発出日の前日から起算) | 取消手数料(税込) |
|---------------------------|------------|
| 契約成立日より起算して8日以内 | 無料(注1) |
| 31日前まで | 10,800円 |
| 30日前以降21日前まで | 21,600円 |
| 20日前以降3日前まで | 32,400円 |
| 2日前以降出発前日まで | 43,200円 |
| 日本発出日以降 | 取り消しはできません |

(注1) ガイドブック等出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡しした状態でお返しいただいた場合に限りです。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手数料はご返金いたします。ただし、お申し込み日より8日以内に取消料の通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時にあつては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。

(b) 受入機関の定める取消料(各機関の取消条件に明記されている取消料)
※上記(1)(2)について、ご出発まで30日を切る手配の場合、取消料のお申し込み時期にかかわらず、当社規定の取消料及び受入機関の定める取消料がかかります。また、プログラム料金の返金はいたしません。

(3) ビザ申請サポート料について
申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合、及び必要査証(ビザ)が渡航先国の判断により入手できない場合、ビザ申請サポート料は返金いたします。

2. 渡航後(日本出発後)の取り消しの場合

- 渡航後、お客様のご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。ただし次の場合で受入機関が返金に応じない場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社が受入機関の算定する返金額の30%を取消手数料として承ります。
- (a) 現地に発病・研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した時。
- (b) 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了承した時。
- (c) その他、受入機関が認めた場合。

- 渡航前に2校お申し込みの場合、渡航後2校目を取り消す場合(2校目に入学していないことが条件)、当社は43,200円(税込)の取消手数料をもつて返金手続きを教育機関に交渉するものと、返金があった場合の精算は第10条2項に従いおこないます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めていない場合があります。また、当交渉が返金を確約したものでないことをご了承ください。

第9条(契約の変更)

- 渡航前の変更の場合
申込者の個人的都合でお申し込みの内容を変更する場合は、次の(a)もしくは(b)の変更手数料を申し受けます。
- (a) 受入機関の変更の場合
受入機関のお申し込み後、申込者の都合で受入機関を変更する場合は、下記(表3)の変更手数料の他、第8条1(2)受入機関に関する取消手数料、取消料がかかります。
- (b) 受講コース・希望コースの変更の場合
受入機関に変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊地)を変更する場合は、変更のお申し込み時期により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)が90日より以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられない留学を中止する場合は第8条1(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。

(表3)

| 取り消しのお申し込み時期(日本発出日の前日から起算) | 変更手数料(税込) |
|----------------------------|-----------|
| 契約成立日より起算して8日以内 | 無料 |
| 31日前まで | 10,800円 |
| 30日前以降21日前まで | 21,600円 |
| 20日前以降3日前まで | 32,400円 |
| 2日前以降出発前日まで | 43,200円 |
| 日本発出日以降 | 変更はできません |

- (注) ご出発日の30日前を過ぎた場合は変更はお受けできない、あるいはご希望理由に変更できない場合がありますのでお早にお申し込みください。
※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手数料はご返金いたします。ただし、お申し込みより8日以内に取消料の通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。
- ※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時にあつては40日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までです。

- 渡航後(日本出発後)の変更の場合
1) 期間の延長について
渡航先にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けします。
- 2) 期間の短縮について
申込者が予定していた期間より短縮した場合は、現地提供するサポートはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはございません。

第10条(取り消し・変更に伴う費用の精算)

- 追加のお支払いいただく場合
契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。
- ご返金が生じる場合
契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただいた金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金を当社に到着した時点で三菱東京UFJ銀行のTTLレートを通じ、日本円換算したものと銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金をできる時期はお申し込みより3ヵ月後となります。

- 第11条(渡航先補助制度)
当プログラムの適用パンフレットに掲載されている教育機関が、ライセンスの取り消しや閉校等浸害を継続することが不可能になった場合で、申込者が支払い済みの授業料に相当する授業を終了していない状況かつ返金のない場合において、当社はその未履修金額分を受講できるように代替の受入機関をご案内します。ただし、補償範囲は授業料のみで、滞在費等は含まれません。
- 第12条(旅行保険契約の義務)
申込者は現地の病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入してください。
- 第13条(当社の責任範囲・免責事項)
1. 当社は第6条に示したプログラムサービスを取りまとめて提供する、紹介、手配代行をするものであり、自教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にこのことごとく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社ではできるだけ現状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害については、その責を負いません。
2. 当社は各受入機関やお客様からいただいた情報をとくにさまざまな案内をいたしますが、現地の事情についてすべてを掌握しているわけではありません。例えば教育機関においてもクラスの人数の増減や国籍バランスの状況などは常に変化しており、

- なかにプログラムに関して当社に予告なく内容が変更される場合も必要とあります。当社プログラムにお申し込みの場合は、必ずそのことをご理解の上、お受け込みください。
- お客様が渡航先国に、ご自身の連絡先にご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。
- 当社のホームページ及び必要査証(ビザ)が日本・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第8条1(1)(2)の規定により取消扱いとして、それでの取消料を申し受けます。
- 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)が90日より以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられない留学を中止する場合は第8条1(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。

- 条件書及び重要事項への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなされた場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償等の一切について、申込者ごその責を負うものとします。
- 第14条(当社の契約解除権)
当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することがあります。
1. 申込者が虚偽の申告をしたとき
2. 病気や他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき
3. 申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
4. 天災地震、戦乱、又は暴動、運輸機関等の事故又は詐称行為、官公庁の命令その他の事業者の責任を事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
5. 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
6. 申込者が長期にわたり連絡不能と所在不明となったとき
7. 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

第15条(管轄の裁判所)

- 当プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 第16条(約款の変更)
当プログラムの記載内容は2017年1月10日現在の情報をとくと作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をすること変更する場合があります。

第17条(個人情報について)

- 当プログラムお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について、この場合に必要と認められる範囲内で使用いたします。
- 1) プログラムサービス提供業務の実施
- 2) 査証取得やお申し込みいただいた受入機関、現地デスクへの手続き等手続き代行の実施
- 3) 上記のほか、プログラム運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

海外危険情報・保健衛生について

- 渡航先によっては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。
- 1) 外務省海外安全ホームページ
<http://www.puanzen.mof.go.jp/>
 - 2) 厚生労働省「海外渡航のための感染症情報」
<http://www.forth.go.jp/>

【プログラム・手続き代行手配取扱会社】

- 株式会社地球の歩き方T&E
(観光庁長官登録旅行業第1685号)
〒161-0022 東京都新宿区新橋3-11-3 京王新橋ビル5階
TEL:03-5362-7200
一般社団法人日本旅行業協会
留学・語学研修等協議会 会員
JAOS海外留学協議会 正会員

語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項(参加者の心得)

- (1) ホームステイの意義
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊することで、日本人の参加者が、海外の家族と共に生活すること、互いの国の文化・習慣・ものの考え方の違いを直に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。
- (2) ホームステイの意義
受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、一人暮らしの場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等のリクエストはできません。受入機関より決定された受入家庭はこれを理由に変更や取り消しはできません。なお、ご案内するホストファミリーはほとんどがベイングク・ホームステイです。
- (3) ホームステイの義務
ホストファミリーは参加者に対して宿泊するための部屋の提供と、規定回数以上の食事の提供が義務づけられています。最寄り駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどがあつたとしても、それはホストファミリーの厚意によるものです。

- (4) ホストファミリーの言語環境
ホームステイ先によっては、家族間での会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。(例、アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など) 家族の中、「留学目的の言語」が話せる人がいる場合などはケースとして少なくありません。参加者と話さない場合は家族間のコミュニケーションとご理解ください。

(5) ホストファミリーの変更

- 受入家庭の不慮の出来事や家族の病状、または天災など、やむを得ない事情により受入れがなくなる場合があります。この場合は受入家庭の変更や次の家庭が見つかるまでの間ホストファミリーに滞在することもあります。

(6) 滞在地区について

- 受入家庭の多くは学校から30～60分程度の場所にあります。通学には自転車より徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになります。その交通費は参加者の負担になります。

(7) ホームステイ中の食事について

- 何かの都合で食事の用意がなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国の食事は日本と一般家庭より概ね簡素であると言えます。家族と同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであるとの心づかいが必要です。

プログラム参加条件書 (2)

対象プログラム

ワーキングホリデープログラム(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)

(お申し込み前に必ずご一読ください)

第1条 (プログラムの範囲)

- 当プログラムは、当申込条件に基づいて、(株)地球の歩き方T&E-東京都新宿区3-1-13(以下「当社」)が申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)または宿泊機関への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程取得・資格取得を保証するものではありません。
また、受入機関にて提供する研修内容やサービスの各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自身がサービスの提供をおこなうものではありません。
- 受入の条件については受入機関により異なります。契約の内容、条件はお申し込み時にお渡しする各機関の書面及び本条件書によります。
- 当プログラムと当社がおこなう受入機関への手配については、旅行業法が規定する「旅行業」には該当しません。従って「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」「旅程管理」といたしません。

第2条 (お申し込みと契約の成立)

- 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とプログラム料を受領したときに成立するものとします。
- お申し込みの際には、当社所定の「プログラム申込書」に必要事項を記入しプログラム代金を添えて直接お申し込みいただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申し込みいただきます。
- お申し込みはご出発予定日の1年前から受付をいたします。
- ご出発予定日までに渡航(研修)に必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申し込みにつきましては、お受けできませんのでお早めに当社スタッフまで手続きに必要な日数などを確認ください。

第3条 (お申し込みの条件)

- 18歳以上であり、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守できる方などなでもお申し込みいただけます。ただし、受入先が定める年齢・性別・資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。
- 20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 心身の状態や既往症、その他の事由でプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずその旨をお申し出ください。受入先機関との協議のうえ、可能な限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書もいたしなくてはなりません。あらかじめご了承ください。
- 当社もしくは受入機関が不当であると判断したとき、または当社の業務上のご都合があるときは他の機関をご案内するか、お申し込みをお断りする場合があります。

第4条 (費用のお支払い)

- 当社が受入機関より支払いの要請を受け取り次第、請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定日限以内にご振込みください。
- 費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当社の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものです。当社の換算レートは為替レートの変動に従って変動しますので、お申し込み時必ず設定レートをご確認ください。なお、当社の換算レートは三菱東京UFJ銀行のTTSLレートに5%を乗じた金額で算出しています。
- 当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等(制度・上期日)が定められているビザの発行等に係わる場合を除く)のお支払いを請求していません。

第5条 (プログラムの期間)

- 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。
- 第6条第1項における出発前サポートを提供する期間は、当プログラムの契約締結日より1年とします。したがって当社がプログラムをお申し込みより1年以内にご出発していただくことを原則といたします。
- 第6条第2項における現地サポートを提供する期間は、現地到着日より1年間です。

第6条 (プログラム料金に含まれるもの)

当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者に、次の3つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここに当社は、各種サービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手続き代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、現地デスク等を運営するものではありません。
詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

1. 出発前サポート

- 当プログラムをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報をご紹介しております。またそれに従い、留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報)などもはじめてのサービスをおこないます。
入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可書の取り寄せ。
- 宿泊手続きの代行(ホームステイ・学生寮など)
ただし、教育機関が提携する宿泊施設をもたない場合は手続きの代行を請け負えない場合があります。
- 渡航手続きのご案内
航空券の手配(弊社にてお申し込みの場合は別途契約が必要となります)
- その他
出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションが含まれます。詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合に代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

2. 現地サポート

- 当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生生活をサポートします。なお、当サービスは現地での不安解消のための相談や、実生活を送る上でのアドバイス、学校とトラブルの仲介といった内容のものであり、申込者に代わり(もしくは一緒に)あらゆる事務を代行するものではありません。
- ① 病気や怪我等の相談
 - ② 盗難や事件に巻き込まれたときの相談
 - ③ ホームステイ先とのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合)
 - ④ 滞在先の探し方や契約に関するアドバイス
 - ⑤ 学校とのトラブルなどの相談
 - ⑥ 学校の転校・延長などの手続き相談
 - ⑦ 銀行口座開設や納税者番号申請などのアドバイス
 - ⑧ アルバイトに関する相談
 - ⑨ ビザ切り替え、及び進学に関する相談
 - ⑩ 郵便や荷物の一時的預かり
 - ⑪ 生活全般の相談

第7条 (プログラム代金に含まれないもの)

上記第6条、及びパンフレットで明記したもの以外はプログラム料金に含まれていません。以下、含まれないものの一例です。
学校の授業料、教材費、滞在費、航空券費用、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在看する費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港滞費、海外旅行保険料、現地デスクにおいての付き添いサービス、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

第8条 (契約の解除)

申込者はいつでも次に定める取消料を支払って契約解除することができます。契約

を解除する場合はお申し込みの各デスクまで営業時間内に書面でのご通知をお願いします。当社が書面を受け取った時点で取り消しのお申し出を受理したことになります。また、下記に定める条件の取消料を申し受けます。

1. 渡航前の取消の場合

(1) プログラム費用の取消料について

申込者の個人的都合でお申し込みのすべてを取り消す場合は、次の取消料を申し受けます。当社の取消料(取り消しのお申し出時期により下記の表の金額になります)

| 取り消しのお申し出時期 | 取消料(消費税含む) |
|-------------------------|-------------|
| 契約成立日より起算し78日以内 | 無料(注1) |
| 契約成立日より起算し90日以降、90日まで | プログラム代金の50% |
| 契約成立日より起算し180日まで | プログラム代金の65% |
| 契約成立日より起算し365日まで | プログラム代金の80% |
| 日本出発日以降または契約成立日より366日以降 | 費用全額 |

(注1) 出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡した状態で返した場合はご返金いたします。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を過ぎる日(渡航日の30日前(ピーク時)において140日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

(2) 受入機関に関する取消料について
申込者の個人的都合でお申し込みをすべて取り消す場合は、次の(a)取消料(c)取消料を申し受けます。

(a) 当社の定める取消手数料

| 取り消しのお申し出時期 (日本出発日の前日から起算) | 取消手数料(税込) |
|-------------------------------|-----------|
| 契約成立日より起算し78日以内 | 無料(注1) |
| 31日前まで | 10,800円 |
| 30日前以降21日前まで | 21,600円 |
| 20日前以降13日前まで | 32,400円 |
| 2日前以降前日まで | 43,200円 |
| 日本出発日以降 | 取消料はできません |

(注1) 出発前サポートとしてお渡しした資料を、お渡した状態で返した場合はご返金いたします。

(b) 受入機関の定める取消料(各機関の取消料条件に明記されている取消料)

※上記(1)(2)について、ご出発まで30日を切る手配の場合、取り消しのお申し出時期にかかわらず、当社規定の取消料と受入機関の定める取消料がかかります。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を過ぎる日(渡航日の30日前(ピーク時)において140日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

2. 渡航後(日本出発後)の取消の場合

(1) 渡航後、お客様のご都合により研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。ただし、次の場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際申込者は受入機関の算出した返金額の30%を返金手数料として承ります。

(a) 現地で発病し研修が中断となり、医師の診断書をもとに受入機関が承った場合。

(b) 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が承った場合。

(c) その他、受入機関が認めた場合。

(2) 2校お申し込みの場合で、渡航後2校目を取消する場合(2校目に入學していなくても)条件、当社が43,200円(税込)の手配料をもって渡航後2校目を教育機関へ交渉するとともに、返金があった場合は第10条に従いおこないます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めていない場合がほとんどであるため、交渉が返金を確認したものでないことをご了承ください。

第9条 (契約の変更)

1. 渡航前の変更の場合

申込者の個人的都合でお申し込みの内容を変更する場合は、次の(a)(b)の変更手数料を申し受けます。

(a) 受入機関の変更

お申し込み後新たに受入機関の手配が開始されるため、申込者の都合で変更する場合は、第9条(2)の取り消しの場合と同じ規定が適用されます。変更先への手配に関しては、新たに手配いたします。

(b) 受講日数・希望コースの変更

受入機関が変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申し出時期により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられないため学習を中止する場合は第9条(2)の(取り消し)の場合と同じ規定が適用されます。

(注)ご変更の30日前を過ぎたからの変更はお受けできない、あるいはご希望に叶わない場合がありますのでお早めに申し出ください。

※お申し込み時にいただいたプログラム料や緊急手配料はご返金いたしません。ただし、お申し込みより8日以内に取り消しの通知をいただいた場合には、プログラム料金をご返金いたします。

※申込者は契約を締結した日より起算して8日を過ぎる日(渡航日の30日前(ピーク時)において140日前)以降の日を除く。)までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

| 変更のお申し出時期 (日本出発日の前日から起算) | 変更手数料(税込) |
|-----------------------------|-----------|
| 契約成立日より起算し78日以内 | 無料(注1) |
| 31日前まで | 10,800円 |
| 30日前以降21日前まで | 21,600円 |
| 20日前以降13日前まで | 32,400円 |
| 2日前以降前日まで | 43,200円 |
| 日本出発日以降 | 変更はできません |

2. 渡航後(日本出発後)の変更の場合

(1) 期間の延長について
渡航先にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けします。

(2) 期間の短縮について
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポート

はその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

第10条 (取り直し・変更に伴う費用の精算)

1. 追加でお支払いいただく場合

契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。

2. ご返金が生じる場合

契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱東京UFJ銀行のTTBLレートを採用し、日本円換算したものを銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金できる時期はお申し出の1～3ヵ月後となります。

第11条 (旅行保険契約の義務)

申込者は現地で病気、傷害に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

第12条 (当社の責任範囲・免責事項)

1. 当社は第6条に示したプログラムサービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手続き代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にごとくなく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社ではできる限り現状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。

2. 当社は各受入機関やお客さまからいただいた情報をもとに様々なご案内をいたしますが、現地の事情についてすべてを掌握しているわけではありません。例えば教育機関においてもクラス人数の増減や国籍バランスの状況などは常に変わらしてまいります。なお、当プログラムに限りならず予告なく内容が変更される場合も発生いたします。当社のプログラムにお申し込みの場合は、必ずこのことをご理解のうえにお申し込みください。

3. お客様が渡航先にて、当社への連絡なくにご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。

4. 申込者のビザおよび必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第9条(2)の規定により取り消し扱いとして、それまでの取消料を申し受けます。

5. 各種交通機関のスケジュールの変更、運休、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合、当社はその責を負いません。

6. 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当プログラムの運営が不能になった場合、当社はその責を負いません。

7. 当社及び、現地サポートデスクで紹介した学校、住居、アルバイト等何らかのトラブルに遭った場合、当社及び、現地サポートデスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

8. 現地デスクが荷物を預かりた際に、盗難、火災により紛失した場合、当社及び現地デスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。

9. 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり、契約を退学となった場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありえません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。

10. 受入機関によって手配できない条件がある場合(教育機関→主に公立・大学附属校で宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していただく場合があります)、その他、学校の都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。

11. 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項について一切が隠されていた場合、当社により生じた契約の中止、変更及び損害賠償の一切について、申込者がその責を負うものとします。

第13条 (当社の契約解除権)

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することができます。

1. 申込者が虚偽の申告をしたとき
2. 病気その他の事由により申込者がプログラムを継続できずと判断したとき
3. 申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたと認められる場合、又はその可能性が極めて高いとき
4. 天災災害、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は戦争行為、官公庁の命令その他の事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
5. 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
6. 申込者が長期にわたって連絡不能と所在不明となったとき
7. 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

第14条 (管轄の裁判所)

当プログラムに関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第15条 (約款の変更)

当パンフレットの記載内容は2017年1月10日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をなくして変更する場合があります。

第16条 (個人情報について)

当社はプログラムお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について次の場合にのみ必要な範囲内で使用いたします。

- (1) プログラムサービス提供業務の実施
- (2) 査証照査やお申し込みいただいた受入機関、現地デスクへの手続き等手続き代行の実施
- (3) 上記の他、プログラム運営、手続き代行上でのサービス提供会社への手続き

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によっては外務省の海外危険情報等、安全保障に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」<http://www.forth.go.jp/>

【プログラム・手続き代行手配取扱会社】

株式会社 地球の歩き方T&E
(観光庁長官登録旅行業第1685号)
〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-13 京王新宿宿分ビル5階
TEL.03-5362-7200
一般社団法人 日本旅行業協会
留学・語学研修修習協議会 会員
JAOS海外留学協議会 正会員